

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | |
|---|-----------------|--------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | | 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長 |
| 2 | 対象税目 | ① 政策評価の対象税目 | 法人税:義 (国税 5) 法人住民税、法人事業税:義(自動連動)(地方税 21) |
| | | ② 上記以外の税目 | — |
| 3 | 要望区分等の別 | | 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】 |
| 4 | 内容 | | 《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25% が所得控除される制度。 |
| | | | 《要望の内容》 適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長する。 |
| | | | 《関係条項》 租税特別措置法第 66 条の 13 |
| 5 | 担当部局 | | 経済産業省経済産業政策局産業創造課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | | 評価実施時期:令和 5 年 8 月 分析対象期間:令和 2 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | | 令和 2 年度創設(令和 2 年 4 月 1 日～) 令和 4 年度拡充・延長(令和 4 年 4 月 1 日～) 令和 5 年度拡充(令和 5 年 4 月 1 日～) |
| 8 | 適用又は延長期間 | | 2 年間(令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで) |
| 9 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 《政策目的の根拠》 【スタートアップ育成 5 か年計画(令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)】 6. 第三の柱:オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方 ○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。 2. 目標 目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業したスタート |

アップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。

○ この投資額は、過去 5 年間で 2.3 倍増(3,600 億円(2017 年)→8,200 億円(2021 年))であり、現在、8,000 億円規模 であるが、本 5 か年計画の実施により、5 年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模(10 兆円規模)とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。

3. パッケージの方向性

○ スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目すると、米国では M&A が 9 割を占めるのに対し、我が国では IPO が 8 割であり、圧倒的に IPO の比率が高い。M&A の比率を高めていくことが求められる。

○ このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略(出口戦略)としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。

【統合イノベーション戦略 2023(令和 5 年 6 月 6 日閣議決定)】

第 1 章 総論(国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション)

2. 科学技術・イノベーション政策の 3 つの基軸

(3)イノベーション・エコシステムの形成

③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (成長志向の資金循環形成)

オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。

【経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】

第 2 章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(3)スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

(スタートアップの推進と新たな産業構造への転換)

さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制度の整備を進める。

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 か年計画の推進

2. スタートアップ育成 5 か年計画の推進

(6)オープンイノベーションの推進

①オープンイノベーションを促すための税制措置等

スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5 億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。

| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 1.経済構造改革の推進 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|------|---------------------|--|------|------|------|------|------|------|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | ③ 達成目標及びその実現による寄与 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027年度に10兆円規模とする)を実現する。 ・我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率(IPO:M&A=1:2)へ高める。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 有効性等 | ① 適用数 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>123</td> <td>113</td> <td>129</td> <td>228</td> <td>367</td> <td>592</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の数値の考え方は以下のとおり(適用額、減収額についても同様)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度から2022年度は、経産省調査による。 ・2023年度以降の件数は、スタートアップ育成5か年計画において、スタートアップ投資額を5年後に10倍超の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率(63%)をもとに試算。 ・2023年度以降については、M&A型の適用見込み件数を上乘せ。具体的には、2017～2021のスタートアップM&Aの件数と金額を基に試算(出典:INITIAL)。 | 年度 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 件数(件) | 123 | 113 | 129 | 228 | 367 | 592 |
| 年度 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | | | | | | | | | | | |
| 件数(件) | 123 | 113 | 129 | 228 | 367 | 592 | | | | | | | | | | | |
| | | ② 適用額 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(億円)</td> <td>56</td> <td>88</td> <td>149</td> <td>378</td> <td>588</td> <td>919</td> </tr> </tbody> </table> <p>・2020年度、2021年度の適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)による。2022年度以降は推定。</p> | 年度 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 適用額(億円) | 56 | 88 | 149 | 378 | 588 | 919 |
| 年度 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | | | | | | | | | | | |
| 適用額(億円) | 56 | 88 | 149 | 378 | 588 | 919 | | | | | | | | | | | |
| | | ③ 減収額 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推定減収額(億円)</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>44</td> <td>112</td> <td>174</td> <td>272</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人実効税率を29.74%として試算</p> | 年度 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 推定減収額(億円) | 17 | 26 | 44 | 112 | 174 | 272 |
| 年度 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | | | | | | | | | | | |
| 推定減収額(億円) | 17 | 26 | 44 | 112 | 174 | 272 | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|-----|----------------------|--|
| | | ④ 効果 | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間:創設時～令和5年4月) ○事業法人によるスタートアップ投資額(出典:INITIAL)</p> <p>2019年 1,817億円 2020年 1,870億円 2021年 2,266億円 2022年 2,318億円</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への投資額は2022年の1年間で約398億円であり、これは2022年の事業会社等による国内スタートアップ投資全体の約17%にあたる。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定程度貢献している。スタートアップ育成5か年計画においてスタートアップへの投資額を5年で10倍超にする目標を掲げている中、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進する措置が必要である。</p> |
| | | ⑤ 租税減を是認する理由等 | <p>上述のとおり、本施策により直接的に事業会社によるスタートアップ投資額は押し上げられていると考えられる。本税制による後押しを受けてスタートアップへの投資を行うことで、当該事業会社がノウハウを蓄積することにより投資の積極性を増していくことや、投資やM&Aを受けたスタートアップが事業会社からの経営資源の提供を受けて事業成長を遂げる等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には、租税特別措置等による租税減を是認するに足る効果が存在している。</p> |
| 11 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>政府では、「スタートアップ5か年計画」を取りまとめた上で、スタートアップの起業加速とオープンイノベーションの推進を通じて、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出していくこととしている。</p> <p>スタートアップの更なる成長を支援する観点からは、スタートアップとのオープンイノベーションを促進する必要がある。また、スタートアップ単独では成し得ないスピード・規模での事業成長を実現する出口戦略として、事業会社によるスタートアップのM&Aを促進することは重要である。</p> <p>こうした観点から、税制措置を講じて投資のインセンティブを付与することは、当該目的を達成する政策手段として有効である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした対応として、政府が策定したスタートアップ5か年計画において、①大企業とスタートアップのネットワーク強化(秘密保持契約等において留意すべき指針の周知、J-Startupやオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会(JOIC)を通じたネットワーク強化)、②M&Aを促進するための国際会計基準の任意適用の拡大を促すことについて、今後取り組む内容として位置づけられている。この措置は、それぞれ、スタートアップM&Aの阻害要因となっている①事業会社による自前主義や②日本会計基準に基づくのれんの定期償却という課題への対応であ</p> |

| | | | |
|----|--------------------|------------------|--|
| | | | り、本措置が解決すべき事業会社によるスタートアップへの出資(M&A含む)を促進するための政策課題とは対応する課題が異なる。 |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | 事業会社やスタートアップは都心部のみならず地方にも位置している。本税制によりオープンイノベーションを促進することで、地方に位置する事業会社やスタートアップが成長することは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。 |
| 12 | 有識者の見解 | | — |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | | 令和4年12月 |